

第4回 関西圏国家戦略特別区域会議 兵庫県提出資料



平成27年9月3日

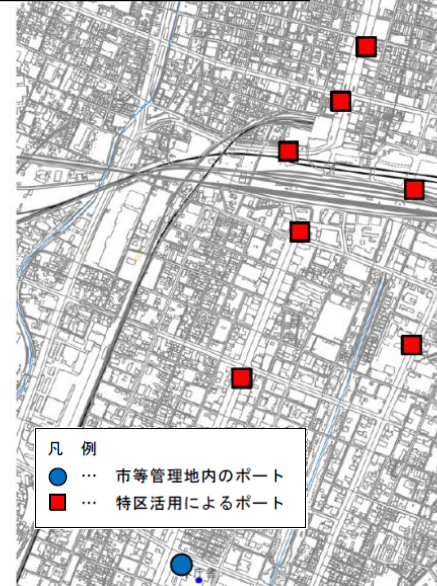
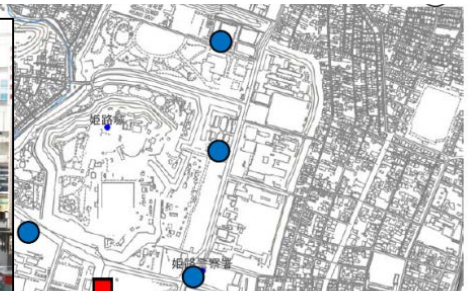
I 今回、区域計画に追加予定の特定事業

国家戦略道路占用事業

～道路法の特例を活用したまちなかの賑わい創出～

世界遺産「姫路城」周辺において、道路法の特例（占用許可基準の緩和）の活用により、道路空間を利用して**コミュニティサイクルポート**を設置し、外国人観光客等の**交通利便性の向上**を図り、**まちなかの賑わいを創出**

- 実施主体 姫路市
- 箇所数 13か所(うち特例活用8か所)
- 自転車数 120台
- 開始時期 平成28年4月(予定)



II 今後、区域計画に追加希望の特定事業

特定非営利活動法人設立促進事業

～NPO法の特例を活用したNPO法人の設立促進～

NPO法の特例を活用して、NPO法人の設立認証手続きに係る**申請書類の縦覧期間を短縮**し、地域創生など様々な課題解決に取り組む**NPO法人の設立を促進**

■実施主体 兵庫県及び神戸市

■期間短縮 設立認証に係る縦覧期間

2か月→**2週間**

〔認証手續期間
約4か月→約2.5か月〕

■開始時期 平成27年度中

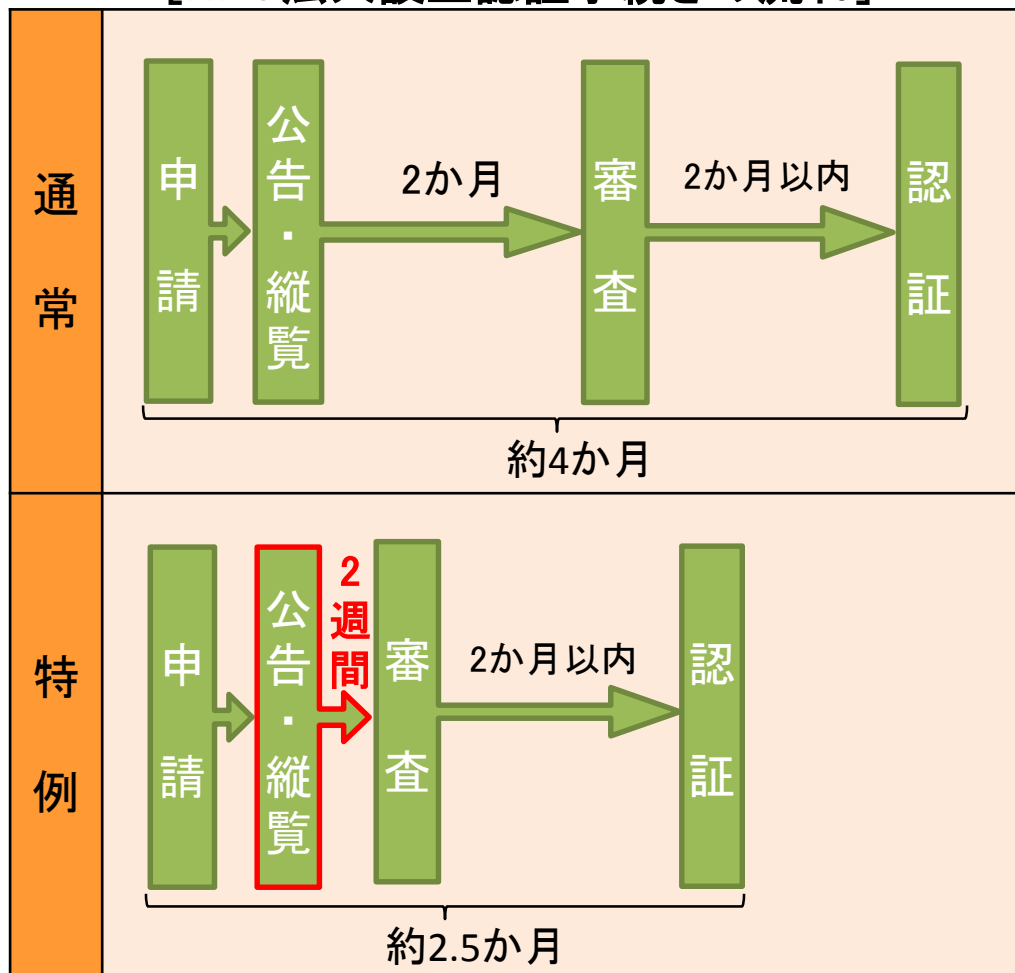
■認証状況 平成26年度：145団体
(月平均12団体)

空家・空地の活用による地域づくり、
市町と連携したまちづくりや定住促進
など、地域創生

につながる取組
を目的とした団体の
認証も多くみら
れる状況



[NPO法人設立認証手続きの流れ]



Ⅲ 今後、追加希望の規制改革事項

1 粒子線医療研修を受ける医療チーム構成員の在留期間の緩和

「研修」を目的とする在留期間を「最長1年」から「最長2年」に緩和

- **兵庫県立粒子線医療センター**において、国外医療機関の医師等を受け入れ、**在留期間が1年超にわたる本格的な粒子線医療OJT研修**を実施
(これにより、日本製粒子線治療装置の海外輸出を促進)

※年内に内閣府・法務省令(在留期間の特例)の制定を希望

■実施主体

兵庫県立粒子線医療センター

■在留期間の特例

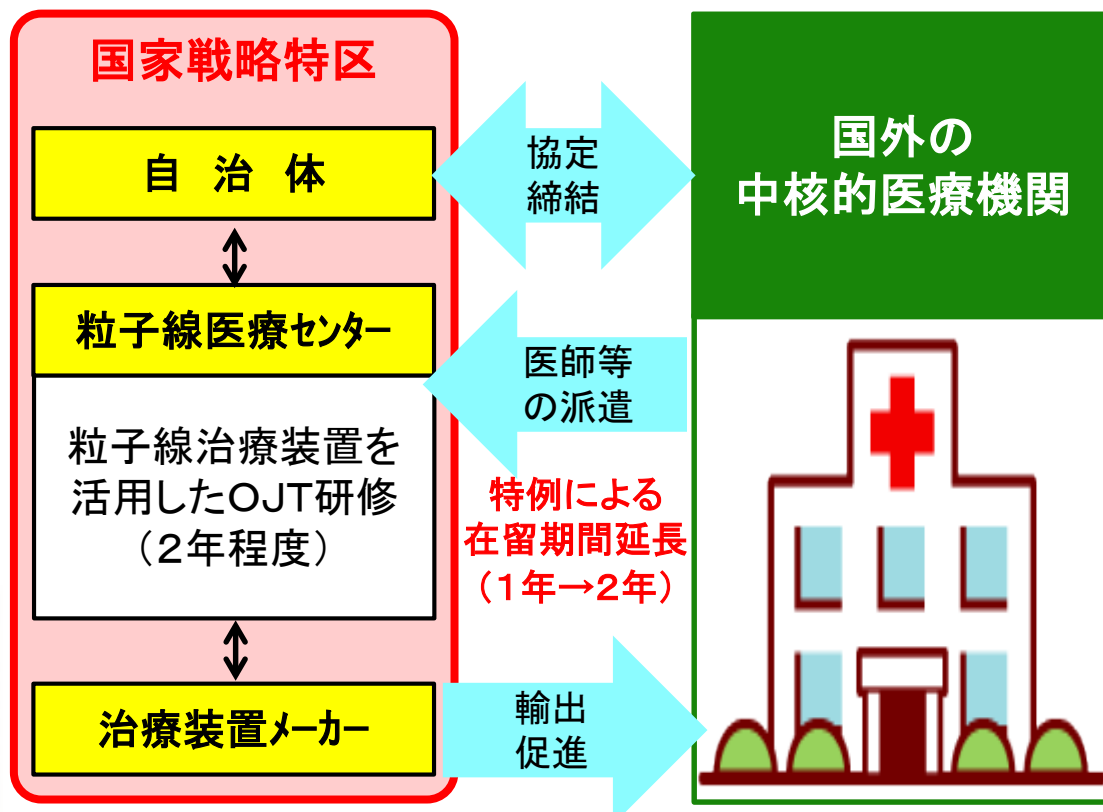
在留資格「研修」の在留期間として
現行最長1年 → 2年

■協定締結先

台北医学大学、中国医薬大学

■実施時期

平成28年1月(予定)



2 先進医療検体検査の外部委託容認

保険医療機関が**先進医療に係る検体検査**を実施する場合、検体検査の一部工程について、**自機関以外の検査機関への外部委託を容認**

→ 医療機関と民間検査事業者が連携した**効率的かつスピーディーな先進医療を実施**

※関西圏の優先協議項目として平成26年12月に内閣府へ提出済。迅速な特例措置の創設を希望

【現状】

先進医療は保険医療機関で実施することとし、先進医療の一部を**当該保険医療機関以外**の場で実施することは認められない
(平成24年7月31日厚労省通知)

【課題】

新しい技術の検体検査システムを保険医療機関ごとに構築することはハードルが高い

【特例措置案の内容】

下記条件のもと、**先進医療に係る検体検査の一部工程(測定部分)の民間検査事業者への委託を容認**

- ・保険医療機関と綿密に情報共有を行い、保険医療機関が測定データの品質を確認のうえ、有効性・安全性の責任を負うこと
- ・委託先の民間検査事業者の品質管理が保証されていること(登録衛生検査所であることなど)

事業展開例(先進医療による乳がん再発リスク分析)

- ・医療機関は患者同意のもと、乳がん切除手術時に採取した検体を事業者へ送付
- ・事業者は検体検査の測定工程の一部を実施し、測定データを医療機関へ送付
- ・医療機関は、測定データ等を参考に、乳がんの再発リスクを分析し、術後の治療方針を決定

